

「令和4年度課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」  
[端末システム試作事業]

公募要領

---

## 目次

---

1.	本事業概要	1
1.1	背景	1
1.2	事業概要及び公募対象	1
1.2.1	過年度事業及び令和4年度事業のポイント	1
1.2.2	公募対象	2
1.3	事業全体のスケジュール	3
2.	公募要件	4
2.1	応募資格	4
2.2	実施内容	4
2.2.1	実証環境の構築	5
2.2.2	ローカル5G活用モデルに即した端末システムを用いたローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討(技術実証)	8
2.2.3	ローカル5G活用モデルに即した端末システムの検討(課題実証)	9
2.2.4	普及啓発活動の実施	12
2.2.5	成果報告書の作成	13
2.3	実施体制	14
2.3.1	実施体制の定義	14
2.3.2	役割の設置	15
2.3.3	実施体制に係る要件	15
2.3.4	再委託等の定義	16
2.4	実証期間	17
2.5	事業費	17
2.6	進捗管理等	17
2.6.1	採択後の対応	17
2.6.2	実施計画書の作成	17
2.6.3	実証期間中の進捗管理	17
2.6.4	関連事業への協力	18
2.6.5	成果報告	18
2.7	経理処理及び関連事項	19
2.7.1	会計処理担当	19
2.7.2	経費支出計画書	19
2.7.3	経費に関連する証書等の作成・整理および報告	19
2.8	納入成果物等	21
2.8.1	成果物	21
2.8.2	納入場所	22

2.8.3	納入期日 .....	22
2.9	契約 .....	23
2.9.1	基本的条件 .....	23
2.9.2	契約金額 .....	23
2.9.3	その他 .....	23
2.10	その他 .....	24
3.	評価・選定及び採択 .....	25
3.1	評価・選定及び採択方法 .....	25
3.2	審査基準 .....	25
3.3	採択決定後の流れ .....	26
4.	提案要領 .....	27
4.1	提出物及び作成方法 .....	27
4.1.1	提出物 .....	27
4.1.2	提出物作成方法 .....	27
4.1.3	提出方法 .....	31
4.2	公募に係るスケジュール及び応募手順 .....	31
4.2.1	公募に係るスケジュール .....	31
4.2.2	応募手順 .....	31
4.2.3	質問票・ヒアリングの実施について .....	32
4.2.4	応募にあたっての留意事項 .....	33
5.	関連発表及び法令等 .....	34
5.1	関連発表 .....	34
5.2	関連法令等 .....	34
別紙1	テストベッド環境詳細 .....	i
I.	概要 .....	i
II.	設置される機器等の情報 .....	i
別紙2	実施体制に係る要件 .....	ii
I.	個人情報及びその他機微と認められる情報に関する秘密保持等 .....	ii
II.	情報セキュリティ対策 .....	ii
III.	業務等の実施体制 .....	v
IV.	サプライチェーンリスク対策 .....	vi
V.	再委託等に関する事項 .....	vi

別紙 3 情報保護・管理要領.....	viii
---------------------	------

# 1. 本事業概要

---

## 1.1 背景

第5世代移動通信システム(5G)は、超高速・超低遅延・多数同時接続といった特長を有しており、我が国の経済成長に不可欠な Society 5.0 を支える基幹インフラとして、様々な産業分野での活用が期待されている。5Gのうち、令和元年12月24日に制度化、令和2年12月18日に周波数帯域が拡充されたローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、農業や製造業、建設現場など様々な分野における課題の解決や新たな価値の創造への活用、ポストコロナにおける「新たな日常」の構築、デジタルトランスフォーメーションの推進、引いては「デジタル田園都市国家構想」の実現にも寄与することが期待されている。

ローカル5Gの利用においては、一般的な無線局と同様、同一又は隣接周波数を使用する他の無線局との混信を避け、適切に電波を使用するために、技術基準等の範囲内での運用が義務付けられている。

総務省では、ローカル5Gをより使いやすくするため、技術基準の緩和等を検討するものとし、令和2年度から、現実の様々な利用場面を想定した多種多様な利用環境下において、電波伝搬等に関する技術的検討を実施するとともに、ローカル5G等を活用したソリューションを創出する「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に取り組んでいる。

ローカル5Gは、全国5Gとは異なる利用形態も見られるところであり、これに伴い、利用する機器も、全国5Gとは異なる特性が求められるシーンが存在する一方で、ローカル5Gの端末システムは、全国5Gの端末システムを基としたものが大半であるため、活用シーンに応じた端末システムが必ずしも存在しない場合も存在し、ローカル5Gの普及の支障の一つともなっている。また、昨今、一定以上の広さのエリア等を複数のローカル5G基地局を用いてカバーしたいというニーズが顕在化しつつある。このような環境において活用シーンに応じた端末システムに係る電波伝搬等に関する技術的検討も求められている。

## 1.2 事業概要及び公募対象

### 1.2.1 過年度事業及び令和4年度事業のポイント

総務省令和2年度「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」及び令和3年度「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」(以下「総務省令和2年度及び令和3年度開発実証」という。)では、ローカル5Gに係る技術的検討等が重ねられてきたところ、ローカル5Gを活用したソリューションとしての可用性や有効性等の面から、更なる向上や改善の必要性が指摘された。また、ユーザ企業等が求める経済性や費用対効果の可視化、より持続的な活用モデルの構築など、ローカル5Gの実装・横展開に向けた更なる工夫が求められている。加えて、ローカル5G が自己土地利用を原則としたシステムである点を踏まえ、ソリューションとしての可用性、有効性と、他の無線システムへの干渉を抑制することによる安全性を両立させることが肝要である。

令和4年度開発実証は、本開発実証の最終年度の事業として、「デジタル田園都市国家構想」の実現にも寄与すべく、ローカル5Gのより柔軟な制度の実現及び低廉かつ安心安全なローカル5Gの利活用の実現等に向けた検討を実施し、引き続きローカル5Gの技術基準等の改定の方向性などの技術的検討や、ローカル活用モデルの普及に向けた課題の解決方策に着目し、ローカル5Gの実装性を一層高める取り組みを行うこととする。

## 1.2.2 公募対象

株式会社三菱総合研究所(以下「当社」という。)は、総務省より『課題解決型ローカル5G等の実現に向けたローカル5Gの電波伝搬特性やローカル5G等の活用に関する技術的検討及び調査検討の請負』を請け負い、5Gの特長を最大限に享受できるローカル5Gのより柔軟な運用及び低廉かつ安心安全なローカル5Gの利活用の実現に向け、総務省令和2年度及び令和3年度開発実証を踏まえ、更なる検討が必要とされた電波伝搬等について詳細なデータを取得するとともに、引き続きローカル5G等を活用したソリューション創出に向け技術的検討等を行う。また、ローカル5Gの実活用シーンに応じた端末について、安定した電波伝搬を確保しつつ、ローカル5Gの普及展開を促進するため、ローカル5G固有の活用シーンに応じた端末システムの在り方を検討するとともに、一定以上の広さのエリア等を複数のローカル5G基地局(以下、「テストベッド環境」という。)を用いてカバーする環境等の特殊な環境下において当該端末システムを利用する際の電波伝搬等についての詳細なデータを取得するとともに技術的検討等を行う。

このため、本公募は、当社が一次請負事業者として、当該調査検討を遂行する上で必要な開発実証事業について、端末システム試作者及び端末システム試作者からの提案を公募するものである。具体的には、3つの事業区分を対象に公募を行う(表 1-1)。

表 1-1 公募の枠組み

事業区分	開発実証事業 (令和4年度当初予算)	特殊な環境における実証事業 (令和3年度補正予算)	端末システム試作事業 (令和3年度補正予算)
概要	様々な利用環境におけるローカル5Gの活用ニーズを満たせるよう、ローカル5Gの電波伝搬特性等についての検討を行うとともに、ローカル5G活用モデルの実証を行う。	線路や道路等の線状の空間等の特殊な環境下におけるローカル5Gの活用ニーズを満たせるよう、ローカル5Gの電波伝搬特性等についての検討を行うとともに、ローカル5G活用モデルの実証を行う。	様々な利用環境におけるローカル5Gの活用ニーズを満たせるよう、ローカル5Gでの実現性のある具体的な利用シーンを想定した上で、端末システムの試作を行うとともに、電波伝搬等に係る測定・試験・分析を行う。
1事業あたり上限額	1.65 億円(税込)	4.4 億円(税込)	3.3億円(税込) ※1事業者の上限とする
採択件数	20 件程度	4件程度	3件程度

募集対象	端末システム試作者	端末システム試作者	端末システム試作者 (端末システムの開発が可能な事業者等)
------	-----------	-----------	----------------------------------

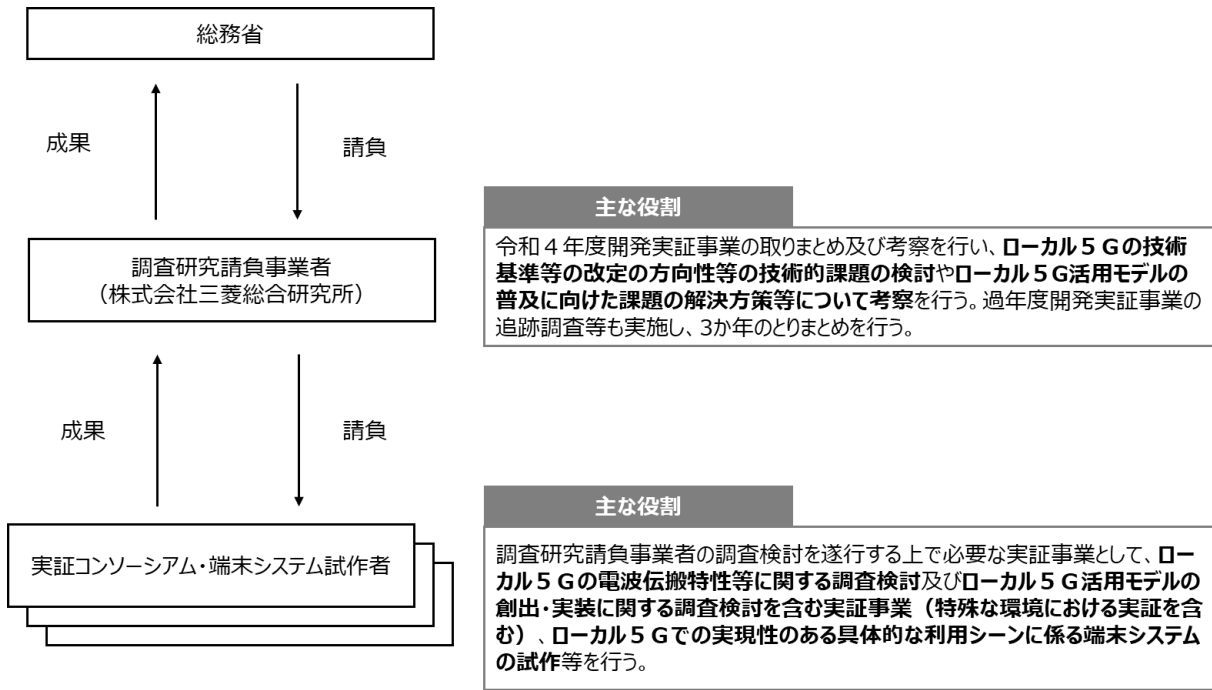


図 1-1 令和4年度事業の全体像及び公募の範囲

### 1.3 事業全体のスケジュール

端末システム試作者は、以下のスケジュール(予定)を踏まえて、計画を設定すること。

令和4年6月	実証コンソーシアム及び端末システム試作者の公募
令和4年7月～8月	実証コンソーシアム及び端末システム試作者の選考、決定通知
令和4年7月中旬～8月	令和4年度実証内容の報道発表
令和4年8月～9月	準備期間(再委託等承認申請手続き等)
令和4年9月以降	実証事業及び端末システム試作事業開始
令和4年12月	中間報告会の開催
令和5年2月	成果報告書案の提出
令和5年3月	最終報告会の開催

## 2. 公募要件

### 2.1 応募資格

端末システムの開発が可能な事業者等(以下、端末システム試作者という。)を対象とする。なお、端末システム試作者は、電波伝搬特性等に関する技術的検討(2.2.2)を含め、本事業の実施に必要な関係者から構成されるコンソーシアムとして応募することも可とする。ただし、コンソーシアムは、本事業の取りまとめ等を行う代表機関を定め、当該代表機関は、「2.9」を含む公募要件に係る一義的な責任を負うものとする。実施体制の詳細要件については、2.3 節を参照すること。

### 2.2 実施内容

端末システム試作者は、次の 2.2.1～2.2.5 に掲げた事項を実施すること。なお、試作する端末システムについては、以下に示す「必須要件」及び「選択要件」を満たすこと。

#### <必須要件>

端末システムの試作は、以下の要件を全て満たすこと。提案にあたっては、各要件を満たすことをそれぞれ説明すること。

- ローカル5Gの周波数帯である 4.6GHz 帯(4.6GHz～4.9GHz 帯)と 28GHz 帯(28.2GHz～29.1GHz 帯)に対応もしくはどちらかに対応したローカル5G端末(SA 方式)について、端末システムの検討を行う上で十分な台数を準備すること。  
※NSA 方式のみでの提案の場合は、その理由を併せて記載すること。
- 運搬・設置・設定が容易であること。
- 低廉な端末の普及を念頭におき、それが可能となるような構造とすること。
- 通信モジュール部分が分離可能な構造を取る場合、アップデート・交換を考慮した汎用的な構造とすること。
- 長時間継続して大量トラフィックが発生しても安定的に通信疎通が行えること。その際には、機器の発熱にも留意し、十分な放熱がなされること。
- 準同期運用に対応すること。
- 試作する端末の形態は、カメラ等のデバイスに組み込まれる一体型、通信モジュール型、アダプタ型、モバイルルーター型、スマートフォン型、いずれも提案可能とする。ただし、現存しない特長を有し、かつ既存デバイスの課題を解決するものであること。
- 試作する端末システムについて、当社が指定するテストベッド環境において、動作確認、ローカル5Gの受信電力や伝送スループット、伝送遅延時間等の各種データの計測、動作確認を実施すること及びその結果ローカル5Gの技術基準等に課題等があれば当該課題の整理・評価・分析等電波伝搬特性試験を実施することが含まれていること(2.2.2 参照)。

#### <選択要件>

試作する端末システムの具体的な利用シーンを踏まえ、以下の(a)～(f)の複数の要件を満たすこ



と。提案にあたっては、選択した要件を満たすことをそれぞれ説明すること。

- (a) 屋外利用  
ローカル5G端末の屋外利用において、安定的・継続的に通信ができること。その際には、電源部、アンテナ部含めて端末システム一体について、防塵、防水、防雪、耐振動性を有すること。
- (b) 防爆対応  
化学プラント等工場の危険区域内での利用等を念頭に防爆対応を行うこと。その際に、利用が想定される防爆エリアを整理すること。
- (c) 小型化及び軽量化  
スマートグラス、MR、ドローン等への組み込みなど具体的な利用シーンを提示した上で、それに適した小型化及び軽量化を図ること。
- (d) 産業用組み込み  
AGV(無人搬送車)等産業用組み込みを行うことを想定し、具体的な利用シーンを想定した上で、それに適した形態とすること。なお、通信モジュールを組み込む形態とする場合は、M.2、PoE(Power over Ethernet)、USB 等標準的な規格を選定の上、当該規格の選定理由も併せて明らかにするとともに、外付けを含む最適なアンテナ配置等についても検証を行うこと。
- (e) 全国5Gとのシームレスな接続  
私有地と公道の間で全国5Gとローカル5Gの切り替えを必要とする場合等、全国5G通信とのシームレスな接続が必要となる具体的な利用シーンを想定し、それに適した形態とすること。
- (f) その他機能  
上記機能以外で、ローカル5G端末に搭載する新たな機能の試作又は既存機能の改良を希望する場合、その機能が必要となる具体的なローカル5Gの利用シーンを提示し、かつその機能が実現されたことを証明する具体的な目標を明示すること。

## 2.2.1 実証環境の構築

端末システムの試作及び試作した端末システム(実機)を用いた実証の実施を目的として、以下(1)～(5)の要件を満たす実証環境を、契約後速やかに構築すること。なお、実証環境において本事業に活用可能な機材、環境等が既に構築・提供されている場合は、当該環境を最大限活用することとし、構築・運用に係るコストを可能な限り削減し、代替可能性及び事業継続性を考慮した持続可能な普及モデルとして必要かつ十分な要件を備えたものとなるよう構築すること。環境構築にあたっては、不測の事態等に対応できるよう、環境設備上及びスケジュール上に十分な余裕を確保すること。

### (1) 対象周波数帯

ローカル5Gの周波数帯である 4.6GHz 帯(4.6GHz～4.9GHz 帯)と 28GHz 帯(28.2GHz～29.1GHz 帯)に対応もしくはどちらかに対応したローカル5G端末(SA 方式)について、端末システムの検討を行う上で十分な台数を準備すること。

※NSA 方式のみでの提案の場合は、その理由を併せて記載すること。

## (2) 試験装置及び試験環境

評価・検証など各種試験を行うための試験装置や試験環境について準備すること。試験の実施体制について、端末システム試作者の内製、または第三者試験機関へ委託など詳細を説明すること。

## (3) 端末システムの機能・性能・要件

本実証の実施に必要な端末システムの試作に必要な部材の調達等を行うこと。なお、試作に必要な部材等の調達が困難になる、または遅延等により実証のスケジュールに影響が生じることがないように、端末システム試作者において対応策を講ずるとともに、事業の履行の責任を負うこと。

提案書において、各システムの機能・性能・要件等の仕様について具体的に記載するとともに、その妥当性について説明すること。

## (4) 免許及び各種認可

端末システム試作者は、無線局免許の取得にあたっては、無線局の設置予定の場所周辺の携帯電話事業者が開局している(又は開局予定の)キャリア5G及びローカル5G等の無線局との干渉調整の上、携帯電話事業者及びローカル5Gの免許人等の承諾をあらかじめ得る必要があることから、採択後、速やかに携帯電話事業者等との周波数調整を開始し、合意を取れた上で、総務省総合通信局に無線局免許申請を行い、実証開始までに無線局免許を取得すること。

また、無線局免許のほか、当該実証場所で本実証を行うのに必要な許認可等があればそれを洗い出し、取得までの具体的計画(無線局免許であれば想定される干渉調整相手、免許申請先、必要な許認可であれば手続内容、申請先等)及びスケジュールを提案書に記載すること。

端末システム試作者の免許申請者は、契約後(採択後)、直ちに必要な免許等を得られるよう端末システム試作者の構成主体から事前に必要な情報を取得しておくこと。

## (5) その他

実証環境の構築にあたっては、以下の要件を全て満たす旨を具体的に提案書で説明すること。併せて、別紙2「IV サプライチェーンリスク対策」に従って、提案時に指定する様式を提出すること。

- 構築するローカル5G等を含む具体的なシステムについては、以下の基本要件を踏まえること。
  - 今後の技術発展を柔軟に取り込めるよう、国際規格やオープンな技術に依拠し、普及段階において機能拡張が可能な設計とすること。
  - 基地局、コア設備等については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第 37 号)に基づく開発供給計画認定<sup>1</sup>を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であること。同認定を受けた実績のない事業者が開発

<sup>1</sup> 同法に基づく認定状況は以下を参照：

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/local\\_support/ict/support/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html)

供給した機器にあっては、「ローカル5G導入に関するガイドライン<sup>2</sup>」に記載の「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること。

- 本実証で導入するシステムについては、「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(関係省庁;令和3年7月一部改正)<sup>3</sup>等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。
- 特に、クラウドサービスの利用など、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理等を含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策等を実施すること。
- 必要に応じて機能改善を行えるように進めること。
- 横展開が容易に実現可能となる仕組みを検討すること。

---

<sup>2</sup> 「ローカル5G導入に関するガイドライン」(総務省;令和4年3月最終改定)令和4年3月改定):  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000806829.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000806829.pdf)

<sup>3</sup> 「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(関係省庁):  
[https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/choutatsu\\_moushiawase0706.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/choutatsu_moushiawase0706.pdf)

## 2.2.2 ローカル5G活用モデルに即した端末システムを用いたローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討(技術実証)

端末システム試作者は、下記(1)に示す実証の目的・狙いを念頭に、下記(2)に示す実施事項を下記(3)に留意したうえで実施すること。

### (1) 実証の目的・狙い

試作する端末システムについて、当社が指定するテストベッド環境において電波伝搬等に係る測定・試験・分析を実施し、無線通信の技術基準の観点から必要な課題を明らかにする。

### (2) 実施事項

テストベッド環境において試作する端末システムを用いて通信させ、電波伝搬特性の測定・試験を実施し、無線通信の技術基準の観点から必要な課題を分析すること。具体的には以下①～④の事項を実施すること。

- ① 環境要因を極力排除したラボ環境にて、試作する端末システムの伝送性能(アップリンク(以下 UL)/ダウンリンク(以下 DL)別の伝送スループット、伝送遅延 等)を確認する。
- ② テストベッド環境にて、試作する端末システムをローカル 5G 基地局に接続し、カバーエリア内 20 以上の測定点において、伝送性能を測定する。
- ③ ②と同一の測定点において受信電力を測定する。試作する端末システムに受信電力を測定する機能がない場合は、別途測定器を用意し測定する。
- ④ ①～③の結果を整理し、無線通信の技術基準の観点から必要な課題を分析・考察する。

### (3) 技術実証実施に係る留意事項

テストベッド環境の詳細は別紙1「テストベッド環境詳細」を参照すること。テストベッドでの測定のために必要な人員や機材は端末システム試作者がすべて手配すること。

測定データに加え、以下の情報を入手すること。

- 試験系統図及び環境図等：
  - 試験系統図、試験環境図(測定地点の配置及び基地局間距離、見通し状況、アンテナ高等)や写真等
- 試験機器一覧及び諸元：
  - 実測で用いる機器の諸元(出力、利得、空中線指向特性、系統損失等)
- 測定及び分析手順：
  - 測定手順、測定設定(測定器のパラメータ設定等)、測定データの形式、測定データからの集計分析手順
- 分析結果：
  - 実証結果の妥当性を第三者が確認するために必要な情報として、適切な既存調査と比較した結果等

## 2.2.3 ローカル5G活用モデルに即した端末システムの検討(課題実証)

端末システム試作者は、下記(1)に示す実証の目的・狙いを念頭に、下記(2)に示す実施事項を実施すること。

### (1) 実証の目的・狙い

端末システム試作者は、総務省令和2年度及び令和3年度開発実証で行われてきた様々な利用環境におけるローカル5Gの活用ニーズを満たせるよう、ローカル5Gでの実現性のある具体的な利用シーンを想定した上で、ローカル5Gの端末システムの試作を行うこと。ユーザーニーズを反映した上で、現在の5Gにおいて十分には存在しない端末領域を特定し、実機による実証を行い、実証結果を踏まえて、実装に向けた要件、課題整理を行うこと。

本事業でいう「実装」とは、本事業の終了後も、本実証において提案する端末システム(ローカル5Gを用いたソリューションの一部として構成される場合を含む)をユーザ企業や団体等が継続的に活用している状態を指すものとする。また、実装に資するよう、多様なステークホルダー間の連携やビジネスモデルを工夫することで、他の地域のユーザ企業や団体、他分野の課題解決等に資する「横展開」を含め、ローカル5Gの普及展開の加速に資する持続的なモデルを「ローカル5G活用モデル」と呼ぶ。

### (2) 実施事項

端末システム試作者は、ローカル5G活用モデルの創出・実装に向けて、以下に示す 1)～4)の事項を実施すること。提案にあたっては、以下の点に留意の上、具体的な利用シーンやユースケースを提示の上で、必要となる端末システムの概要、試作要素、及び、当該検討の成果がどのように実装・横展開されるかを記載すること。

#### 【提案にあたっての留意事項】

##### <提案する端末システムの必然性>

- ローカル5G活用モデルの前提となる当該分野等の社会的な課題、及び、ユーザ企業や団体等が抱える課題やニーズについて、具体的かつ明確にすること。特に、ユーザ企業や団体等においてどのような立場・目線なのか(経営層、現場の従事者等)、どの程度顕在化しているのか、他の企業・団体等でも同様に存在するのか等、課題の性質を客観的に整理すること。課題の整理にあたっては、全体から詳細項目へブレイクダウンする等でロジックを体系的に整理し、提案書に記載すること(いわゆるイシューツリーを作成すること)。
- 想定するユースケース及び提案する端末システム(ローカル5Gを用いたソリューションの一部として構成される場合を含む)について具体的に記載すること。上記課題の解決策を踏まえ、提案する端末システム及び本実証との関係性について明確にすること。具体的には、既存の端末システムでは解決しない要因は何か、提案する端末システムがどのようにして課題解決につながるのか、何故当該システムが最適解なのか(他の手段で解決できないか等)、当該端末システムの必然性・必要性について説明すること。

##### <実装・横展開の可能性>

- 提案にあたっては、ユーザ企業や団体等における端末システム(ローカル5Gを用いたソリューションの一部として構成される場合を含む)の実装シナリオを提示すること。具体的には、実装に

係る現時点の課題(ミッシングピース)を明確にした上で、ローカル5G活用モデルの前提となるユーザ企業や団体等における実装時の姿や方向性、また実装に向けた道筋やステップを示すこと。その中で実証内容がどのように位置付けられ、実証及びその後の自主的検討等によりどのようなステップで解決の方向性を導き出すのか(バックキャスト型)、または実証を通じて明らかになる点を踏まえてどのように発展・拡張して実現していくか(フォアキャスト型)といった観点で説明すること。

- 提案時点の実装計画案、取組内容案について提案書に提示すること。

<提案内容の新規性・妥当性>

- 総務省令和2年度及び令和3年度開発実証で得られた成果や課題の解決に取り組む場合、本実証提案がどのように解決につながるのか具体的に説明すること。
- 提案する端末システムについて、現存しない特長(2.2 節「必須要件」参照)について、技術的新規性について説明すること。
- 提案する端末システムについて、適切な数値目標を設定すること又は必要に応じて取得する規格等について明示すること。目標については、試作に係る要件についての技術目標と、試作する端末システムの普及についての実装目標の双方を設定すること。なお、技術目標については、当社又は第三者機関が、試作された端末システムが、端末システム試作者が設定した目標に到達したかを確認し、未到達であったことが確認出来た場合は、目標に未到達であった理由と今後の課題及びその対応策について、2.8.1(1)から(3)に示す成果報告書、同概要版及び同簡易版に記載すること。

(例)

- ✓ 技術目標:連続●時間安定し通信が可能であること。
- ✓ ●%筐体体積の小型化がなされること。
- ✓ 防水・防塵規格の●●を取得すること。
- ✓ 実装目標:市場で●台販売すること。

## 1) 端末システムの試作及び検証

端末システム試作者は、ローカル5Gの端末システムの試作を行い、端末システムの実装(製品化等)を見据えた必要な評価・検証を行うこと。実証期間中に、可能な限り、以下の設計・試作・検証・改良の一連のプロセスを繰り返し、そのための計画策定と工程管理を行うこと。提案書に、具体的な試作内容、試作スケジュール、試作する端末システムの構成、試作要素、技術的な仕様等について記載すること。

### ① 設計

提案する端末システムについて、ユーザニーズを反映した要件定義を行い、詳細の開発・製品等設計を行うこと。既存の端末システムの改良等を実施する場合は、既存の端末システムの図面等に基づき改良方針等を説明すること。要件定義及び設計方針とあわせて検証項目の定義と作成を行うこと。

### ② 試作

設計に従って、プロトタイプを試作すること。複数の試作方法が想定される場合は、それぞれ

の試作を行い、③において必要な比較検証等を実施すること。

### ③ 検証

選択要件及び設定した技術目標を満たしているか、評価・検証を行うための試験方法を策定の上、試験を実施すること。試験内容については、開発のフェーズ・目的や仕様に応じて、技術検証試験、設計検証試験、生産検証試験など、必要な試験を重ねること。なお、提案にあたっては、予定している試験方法及び試験項目、実施体制等について、その理由や妥当性ととも詳細に記載すること。

また、上記の技術的な試験の他、実際の使用を想定したユーザ、環境、利用シーン等を再現して実機を用いた実証を行うこと。その際に、ユーザについては、端末システム試作者がモニター等評価者を確保すること。

### ④ 検証結果の整理

検証を通じて得た情報を元に、試作や開発、その後の量産フェーズなどの展開に資する整理を行うこと。端末システムを実現した場合の実用性や起こり得るリスク、課題等について整理する。

## 2) 端末システムの実装性に関する検証

端末システム(ローカル5Gを用いたソリューションの一部として構成される場合を含む)の導入及び導入費用について整理すること。端末システムを導入・利用する具体的な主体及びターゲット(地域・市場・ユーザ等)を明確にし、横展開可能性などの市場性の検証を行うこと。

上記の結果を踏まえ、対象とする端末システムの仕様、機能拡張の可能性、当該端末システムを用いる場合のネットワーク・システム構成の在り方など、実装に向けた要件等について多角的な観点から検討を行うこと。

## 3) 端末システムの実装に係る課題の抽出及び解決策の検討

2.2.2 及び上記 1)及び 2)の実証結果を踏まえ、端末システムの実装に係る課題やさらなる検討事項について検証し、解決の方向性を導き出すこと。

具体的には、実証目標と実証結果を比較し、実証目標を達成できなかった場合は、達成できなかった要因を課題として整理すること。また、実証結果を踏まえ、実装シナリオに変更が及ぶ場合は、変更に至る要因を課題として整理すること。これらの課題については、技術的な課題のほか、導入効果、機能、運用に関する課題、制度的課題、普及方策に係る課題等、多面的に検討すること。抽出した課題については、それぞれ解決策、解決に資する条件、今後必要となる検証項目等について検討し、具体的に提示すること。

上記の要因の整理にあたっては、実証を進めるにあたって生じた課題や実証中の気づき等は記録を取るとともに、可能な限り本質的・構造的な課題を抽出し、同様の課題が生じうる前提条件を整理すること。また解決策を検討する際、ローカル5G活用モデルの普及展開の観点から、課題の前提条件等、本実証に参加しなかった者でも課題解決の検討が行えるように必要な情報を整理すること。

#### 4) 端末システムの実装計画の作成

上記 1)～3)の結果を踏まえ、試作する端末システムの詳細の実装計画(製品化・市場展開等)を作成すること。具体的には、前提となる外部環境や目指す将来像等含む実装シナリオを精査した上で、実証終了後の事業計画として取りまとめること。その際に、収支計画の他、3)で整理した課題の対応策の実施手順、関係者の役割分担、マイルストーン・スケジュールを明確にしたアクションプランを提示すること。なお、作成する事業計画の期間については最低5年間とし、可能な限り、長期の計画を作成すること。なお、試作する端末システムの普及についての実装目標を変更する場合は、その理由と今後の課題及びその対応策について明確にすること。

### 2.2.4 普及啓発活動の実施

ローカル5Gの普及の観点から、以下(1)～(3)について積極的に取り組むこと。なお、本事業に関する情報発信については、普及啓発に関する取組状況として端末システム試作者の成果報告書に記載すること。

#### (1) 映像制作

端末システム試作者は、実証の取組成果に係る動画(3分程度)を作成すること。また、端末システム試作者は、当社がローカル5Gの普及の観点から本事業に関する映像を制作するにあたって、実証映像等の素材提供や関係者へのインタビューの撮影等に協力すること。動画の仕様や実施方法等の詳細については、別途当社から指示をする<sup>4</sup>。

#### (2) 端末システム発表会の実施

ローカル5G等の導入に関心のある企業や、地方公共団体、関係省庁等に対する周知啓発の一環として、原則としてオンラインで、試作した端末システムの発表会を端末システム試作者主催の下で実施すること。

端末システム発表会の構成及び実施方法については、視察者及び端末システム試作者の双方にとって効率的かつ効果的な方法で行うものとし、提案書において具体的に提案すること。

#### (3) その他普及啓発活動

端末システム試作者は、実証成果のその他普及啓発活動(テレビ・新聞・WEB記事等におけるインタビュー対応、学会参加、イベント開催等)に積極的に取り組むこと。その際、あらかじめ当社に取組内容について報告することとし、実施結果についても速やかに報告すること。

なお、端末システム試作者にて本契約に関する情報発信を行う場合、総務省「課題解決型ローカル5G等の実現に向けたローカル5Gの電波伝搬特性やローカル5G等の活用に関する技術的検討及び調査検討の請負」の一環としての取組・成果である旨を明示するとともに、発信内容についてあらかじめ当社を通じて総務省の承認を得ること。

<sup>4</sup> 過年度の実証事業等のダイジェスト映像は、GO! 5Gウェブサイト参照(<https://go5g.go.jp/>)



## 2.2.5 成果報告書の作成

端末システム試作者は、上記 2.2.1～2.2.4 の内容と成果を本事業に参加しなかった者でも容易に理解できる表現で文書化し、当社が指示する報告様式及び内容に沿って作成すること（ファイル形式及び報告方法等は、別途指示する。）。

なお、取りまとめにあたっては、ITU 及び 3GPP における5Gの標準化に関する検討状況並びに情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会におけるローカル5Gに関する検討状況を踏まえて検討を行うこと。また、調査検討結果については、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会等へ報告可能な形に整理し、当社に報告すること。当該結果について当社が情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会等で報告する際、当社に協力すること。



端末システム試作者は、以下を満たす体制を構成すること。

- ローカル5Gの活用により課題解決を図りたい者及びその関係者(ユーザ企業・団体等)が参加すること。実装に向けた当該関係者間の連携や交渉状況について証明できる資料を提示可能であれば添付すること(例、Letter of Intent/意向表明書等。様式は問わない)。
- 端末システム試作者が提案するローカル 5G 活用モデルの実装計画を作成するため、実装及び他のユーザや他分野への横展開等について検討する関係者が参加すること。
- 実証で構築したローカル5G等の通信環境について、実証終了後もユーザ企業等において継続的に利用すること。
- コンソーシアムの場合、提案時に、実装を主導する主体と各構成員の役割を明確にすること(代表機関に限らない)。端末システム試作者(コンソーシアムの場合は代表機関)は、実装に係る検討(特に 2.2.3(2)4)の実施にあたっては、実施体制内外と連携し、説明責任を有する。
- 実証実施及び取りまとめ、成果報告書の作成等にあたって、情報の整理・分析、執筆に係る専門性及び能力を有し、当社からの指示に柔軟かつ速やかに対応する人員・体制であること。

## 2.3.2 役割の設置

端末システム試作者は、必ず以下の役割を設置すること。

- 端末システム試作者(コンソーシアムの場合は代表機関)においては、プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、本事業規模相当のプロジェクトを統括する等の実績のある実施責任者(以下「プロジェクトマネージャー」という。)を置くこと。プロジェクトマネージャーは、事業の進捗管理等、事業を統括するとともに、当社並びに総務省の求めに応じて事業の内容の説明等を行う責任を持つこと。
- 端末システム試作者は、当社との間でローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討に関する連絡を担当する者(以下「技術実証担当者」という。)を設置すること。当社並びに総務省の求めに応じて当該検討の内容の説明等を行う責任を持つこと。
- 端末システム試作者および端末システム試作者以外の委託先は、実施体制における事業の遂行に係る支出を適切に管理可能な体制を確保するとともに、端末システム試作者(コンソーシアムの場合は代表機関)は「会計処理担当者」を1名設置し、実施体制内の各法人・団体・個人等への経理処理提出の指示・取りまとめを行い、事務局宛の期限内の提出や提出内容の正確性への責任を持つこと。
- その他、実施体制内の全ての団体・事業者において、原則として以下の役割の設置が必要となる。役割の詳細及び必要な情報の提出は、採択後に当社より指示する。
  - ・ 業務実施責任者、業務実施副責任者
  - ・ 情報セキュリティ責任者、副責任者
  - ・ 個人情報保護・管理責任者、副責任者(※個人情報を取り扱う場合)
  - ・ 情報保全監督責任者、副責任者
  - ・ その他管理体制に係る関係部署の責任者、副責任者等(必要に応じて記載)

## 2.3.3 実施体制に係る要件

本事業の実施体制は、「別紙 2 実施体制に係る要件」に記載の要件をすべて満たすこと。

### 2.3.4 再委託等の定義

再委託先には、代表機関以下の再委託の商流全てを含む。(再委託のみならず、再々委託及びそれ以降の委託全てを指す。)

全ての再委託先について、委託契約等を締結する前に、総務省へ「再委託等承認申請」に係る手続きを行い、承認を得る必要がある。ただし、以下等に該当する場合は再委託等申請を省略することができる。ただし、情報処理に係る業務や総務省の要保護情報等重要な情報を処理する業務については、以下の規定にかかわらず再委託の扱いとなる。

- ・ 再委託等の金額が 50 万円をこえない場合
- ・ 契約の主体部分でなく、再委託等することが合理的で軽微な委託(外注印刷等の類、事務機器等のレンタルの類、調査研究に必要な各種情報収集経費の類など)及びこれに準ずると認められる再委託等で契約金額の 5 分の 1 を超えない場合

なお役務を伴わない委託(物品購入やサービス利用等)は再委託の対象外となるが、クラウドサービスの利用については再委託の扱いとなる。

## 2.4 実証期間

本事業の特性、必要なシステム試作期間、検証項目等を踏まえた検討を実施するのに十分な期間が確保の上、提案書に具体的な試作及び実証期間(免許申請、部材調達、開発、試験、報告書作成等)を明記させること。なお、計画の策定にあたっては、事業全体のスケジュール及び後述する「2.6.4.関連事業への協力」についても考慮すること。

## 2.5 事業費

端末システム試作者が実証を行うための事業費は、3.3 億円(税込)を上限とする。同額は、応募する1事業者あたりの上限とする。提案内容及び支出計画書の妥当性を踏まえ、当社と協議の上、事業費を決定する。契約については、「2.9 契約」を参照すること。

## 2.6 進捗管理等

### 2.6.1 採択後の対応

- 採択が決定した端末システム試作者は、当社が開催する事業説明会に必ず出席すること(開催日時及び方法は別途指示する)。
- 端末システム試作者は、当社並びに総務省が採択後2週間以内を目安に行う、採択結果に関する報道発表の内容調整に協力すること。なお、端末システム試作者及びその関係者は、当社並びに総務省による上記の報道発表に先んじて採択結果に関する対外発信は行わないこととし、発表内容については、事前に当社を通じて総務省の承認を得ること。

### 2.6.2 実施計画書の作成

- 端末システム試作者は、採択後、実施計画書(実証目標(KPI)、実証内容、経費、スケジュール、再委託内容等、提案書の内容についてより詳細に記載したもの。詳細は事業説明会で案内する。)を作成し、前項の報道発表後2週間以内に当社に提出すること。実施計画書の内容については、当社並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、当社を通じて総務省の承認を得て確定する。
- 端末システム試作者は、実施計画書の確定後、実証期間中に実施計画書の修正を行う場合、その旨を当社に事前に通知すること。修正内容については、当社並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、当社を通じて総務省の承認を得て確定する。なお、修正内容に応じて契約内容を変更する可能性がある。

### 2.6.3 実証期間中の進捗管理

- 端末システム試作者は、後述する成果物の納入期日まで、当社の指示に従い実施計画書の進捗状況等についての報告及び課題管理表(詳細は事業説明会で案内する。)を作成し、定期的(月1回程度)に報告すること。報告の頻度については、進捗状況等に鑑み、見直すことがある。

- ✓ 進捗報告書の主な記載内容(例): 当月の作業内容、遅延状況、経費支出等
- ✓ 課題管理表の主な記載内容(例): 課題内容、対応者、対応方針、対応結果等
- 当社は端末システム試作者に対して、報告内容や課題に応じて打合せ・会議(原則オンライン)の開催を要望することがある。端末システム試作者は、当該打合せ・会議に出席し、当社の指示に従い説明すること。
- 端末システム試作者のプロジェクトマネージャーは、当社や総務省から進捗や実証内容等に関する確認依頼があった際は、その依頼に従い、迅速に端末システム試作者内で確認の上、報告すること。
- 端末システム試作者の技術実証担当者は、当社や総務省からローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討の進捗や内容等に関する確認依頼があった際は、その依頼に従い、迅速に端末システム試作者内で確認の上、報告すること。
- 当社は、全体の事業の進捗を踏まえた効果的な実証方法や検証方法について、それぞれの端末システム試作者に対して必要な助言支援を行う。端末システム試作者は、当社から助言があった場合、可能な限り従うこと。

#### 2.6.4 関連事業への協力

- 当社は、端末システム試作者の実証の状況や成果も踏まえ、ローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討(技術実証)並びにローカル5G活用モデルの創出・実装に向けた調査検討(課題実証)を行うため、専門家を交えた専門会合(ワーキンググループ等)を設置し、実証事業の方向性やローカル5Gの普及展開の方策等について検討を行う予定である。
- 専門会合は、技術実証並びに課題実証について個別に設置され、各3回程度開催される予定である。端末システム試作者は、当社が別途指示する内容を踏まえ、専門会合への参加、情報提供、資料作成等について協力をすること。

#### 2.6.5 成果報告

- 端末システム試作者は、当社が事業全体の成果を取りまとめる際に情報提供等について協力をすること。
- 端末システム試作者は、当社が別途指示する内容を踏まえ、当社が開催する中間成果報告会及び最終成果報告会への参加、情報提供、資料作成、発表等について協力をすること。

## 2.7 経理処理及び関連事項

### 2.7.1 会計処理担当

端末システム試作者代表機関は会計処理担当者を1名設置し、契約締結後、30日以内に所属(会社名、部署名)、氏名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を当社に通知すること。なお、この会計処理担当者は代表機関に所属する従業員を基本とし、端末システム試作者内の全ての法人・個人で支出される経費に関連した証書等の整理・取りまとめの責任を負うものとする。

### 2.7.2 経費支出計画書

端末システム試作者は、業務実施時に係る契約の中で要する経費の支出計画書「経費支出計画書」を当社に、当社との契約締結後30日以内に提出すること。

なお、業務実施期間中に、なんらかの事情により、経費支出の費目や金額が経費支出計画書と大きく乖離する場合には、乖離の発生が見込まれた段階で当社に報告すること。

### 2.7.3 経費に関連する証書等の作成・整理および報告

- 端末システム試作者は、当社が別途作成する実証事業の経費処理マニュアルに基づき帳簿作成等、経理処理を実施すること。当該帳簿及び収支に関する証拠書類を実証の完了日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- なお、当社との契約時に提示する経費処理マニュアルにおいて詳細に規定するが、経費に関して、以下の証書を作成・整理することとする。
- なお、不明点については、経費処理マニュアルに記載された当社の会計処理事務担当者まで問い合わせること。

#### (1) 人件費

- 業務に従事する従事者については、契約後30日以内に、当社が指定する従事者名簿に氏名、所属、主な従事業務の内容などを記載すること。
- 従事者が、端末システム試作者内の団体が雇用する正規雇用の従業員である場合には、従業員証など従業員であることを示す証書の写しを付すること。
- 従事者がアルバイト等臨時雇用の場合には、雇用契約書もしくは準ずる書類の写しを付すること。
- 従事者が派遣社員の場合には、派遣契約書の写しを付すること。
- 各従事者が稼働した時間を月ごとにまとめ、当該月の主な従事業務の内容とともに月報として報告すること。なお、計上する人件費については、端末システム試作者に参加する各団体が定めた人件費の時間単価に稼働時間を乗じることに算出することとする。
- 別途稼働時間以外に、高度な能力や知識を用いる場合の、技術料や間接経費等を計上する必要がある場合には、明記すること。

## (2) 物品リース、レンタル費、クラウドサーバ利用費

- 機器、車両などの物品をリース、もしくはレンタルする場合については、物品の名称や型番などが記載されたリース契約書、もしくはレンタル契約書の写しを付すること。
- クラウドサーバを利用する場合には、利用開始月、終了月やサーバの種別などが記載された利用契約書の写しを付すること。
- 契約期間内における物品のリース、レンタル費用の総額が一百万円を超える物品については、当該物品の用途や選定理由などを報告すること。

## (3) 物品・ソフトウェア等購入費

- 物品もしくはソフトウェア等を購入した場合は、購入物品の名称、型番とともに、購入したことを証する領収書の写しを付すること。
- 購入金額が一百万円を超える物品については、当該物品の用途や選定理由などを報告すること。

## (4) 印刷、写真撮影、翻訳、デザインなど専門業者への外注費

- 印刷、写真撮影、翻訳、デザインなど専門的な単一の業務を専門業者へ外注する場合においては、依頼作業内容およびその数量が分かるものと、金額が明記された請求書もしくは領収書等を付すること。

## (5) 経費処理に関連する検査への協力依頼

- 契約締結後 60 日以内に、最初の1か月の経費発生状況を、経費処理マニュアルに沿って証書とともに提出し、その記載方法の妥当性などについて、当社の会計事務処理担当者と各端末システム試作者の会計処理担当者との打ち合わせを通じて確認すること。なお、この経費発生状況や証書は、端末システム試作者に含まれる全ての法人・個人で発生した経費を対象とする。
- その他、実証期間中、端末システム試作者は、各種の経理検査に当たって当社に協力すること。



## 2.8 納入成果物等

### 2.8.1 成果物

端末システム試作者は、実証結果について、以下の(1)～(5)を成果物として作成し、別に指定する納入期日までに端末システム試作者内の了解を得て取りまとめること。なお、(1)(添付資料を除く)～(3)は、個人情報等を除き、原則として公開する。

#### (1) 成果報告書

取組内容及びその成果について本事業に参加しなかった者でも容易に理解できる表現で文書化すること。A4版、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft PowerPoint」を使用して300ページ程度(添付資料を含まない)で作成すること。

本成果報告書には、以下を含めること。

区分	報告書の主な内容
2.2.1	● 実証環境及び前提条件の詳細
2.2.2	● 実証目標、実証結果、技術的課題及び解決方策等の考察
2.2.3	● 実証目標、実証結果、実装に向けた課題及び解決方策の考察 ● 実装計画(収支計画含む)
2.2.4	● 端末システム視察会の実施実績・内容 ● その他普及啓発活動の実施実績・内容
添付資料	● システム構成図・設計書や各種機器仕様 ● 使用機器・ソフトウェア等の一覧 ● その他本システムを再現する上で参考となる資料

#### (2) 成果報告書概要版

「(1)成果報告書」の概要版として「Microsoft PowerPoint」を使用して20ページ程度で作成すること。

#### (3) 成果報告書簡易版

主として技術実証及び課題実証の主たる実証成果及び課題を「Microsoft PowerPoint」を使用して1ページで作成すること。

#### (4) 端末システムを構成する発明品等

本端末システム試作事業で構築した端末システムを構成するソフトウェア及びハードウェア(ただし、採択時に開発者の構成主体が既に権利を保有している又は第三者が権利を有するソフトウェア及び

ハードウェアは除く。)等の発明品について、以下を提出すること。

提出に当たっては、ウイルスチェック等の他、十分なセキュリティ対策を講じること。

- ・ ソフトウェアソースコード及びスクリプト類(バッチファイル等を含む)
- ・ 実行ファイル・dll 等、インストーラ及び各種設定ファイル等
- ・ 使用ミドルウェア・ライブラリ等の一覧
- ・ 発明したソフトウェア・ハードウェアの詳細仕様及び要件定義・設計に係る書類一式(要件定義書、基本設計書、詳細設計書、業務フロー、画面遷移図、DB 設計、その他それらに類するもの)
- ・ 導入・運用・利用に係る各種マニュアル類
- ・ 端末システム一式(本端末システム試作事業で最終的に構築されたもの)
- ・ その他上記に類するもの

なお、第三者が権利を有するソフトウェア(OSS を含む。)及びハードウェアに関しては、(1)成果報告書の添付資料において端末システムにおける役割を明示するとともに、その名称、メーカ、型番、用途等の一覧及び公開スペック・機能概要の説明を提出すること。

提案書には、提案時点で想定されるシステム構築方針(スクラッチ、プロプライエタリなソフトウェア・ライブラリ等の使用の有無、権利を有する第三者の詳細等)を可能な限り具体的に記載するとともに、成果物として納入が想定される発明品の範囲を記載すること。

## (5) 映像

2.2.4(1)で端末システム試作者が制作した動画。

### 2.8.2 納入場所

当社が別途指定する方法で納入すること。

### 2.8.3 納入期日

令和 5 年3月 17 日(金)17:00【厳守】

※ただし、端末システム試作者は、上記 2.8.1(1)に示した成果物一式を当社が別途指定する方法で令和 5 年 2 月 28 日(火)17:00 までに提出すること。その後、当社の指示に従い必要な修正対応を実施の上、令和 5 年3月 17 日(金)17:00 までに最終的な成果物一式を納入すること。

## 2.9 契約

### 2.9.1 基本的条件

- 当社は採択された端末システム試作者との間で注文書・請書形式による請負契約を締結する。本契約における注文条件については別途提示する注文条件(案)に定める通りである。端末システム試作者は、当該注文条件の内容について了承したうえで応募すること(採択後の注文条件の変更は認めない)。
- 当社と端末システム試作者の契約は、当社の請負業務の再委託にあたるため、採択決定後に当社が総務省に対し再委託の申請を実施する。契約手続きは当該申請について総務省から承認が得られた後、速やかに進めるものとする。端末システム試作者が更に再委託する場合にも同様に当社が総務省に対し再委託の申請を実施し、承認を得なければならない。再委託等の申請に必要な情報は、「別紙 2 実施体制に係る要件」を参照すること。
- 再委託等を行うにあたっては、端末システム試作者は、総務省が求める情報セキュリティ対策、個人情報の管理に必要な措置及び情報保全のための履行体制及びその他必要な措置を契約に基づき再委託等先に実施及び構築させること。再委託等先に実施及び構築させた内容及びこれを行わせた結果に関する報告を端末システム試作者に求める場合がある。
- 採択された端末システム試作者及び実施体制に含まれる再委託先はすべて、本件業務の実施に際し、情報セキュリティ対策、個人情報の管理に必要な措置及び情報保全のための履行体制の構築にあたって必要最低限遵守しなければならない事項を記載した「本件業務の実施に係る誓約書(仮称)」を遵守することとし、再委託等申請時において、本誓約書に契約権限を有するトップの方(代表者)の署名・捺印の上提出しなければならない。当該誓約書の文面等、詳細は採択後に当社より別途指示する。

### 2.9.2 契約金額

- 本事業の代金は、契約の履行を完了した場合に当社が実施する検査に合格したのちに端末システム試作者に対し支払いが行われる。
- 「様式 5 支出計画書」に基づき、当社が端末システム試作者に確認し、総務省と協議のうえ、本事業の納入成果物に対する対価として契約額を決定する。
- 本事業を実施するにあたり必要となる無線局開設に係る免許関係諸経費は、端末システム試作者の負担とする。
- 経費の支払いにあたっては、原則として実施計画に係らない費用は必要な経費としては認めない。万一、事業実施途中で実施計画の内容を変更する必要がある場合、当社において実施内容と費用を精査した上で適切な内容に修正あるいは減額処理をする。
- 当社は、中間時点及び最終的な支出段階において、端末システム試作者の支出状況を確認した上で、最終的な支出に残額があった場合は端末システム試作者への支弁費用を減額する。

### 2.9.3 その他

- 本契約における試作に使用するシステム、施設、設備等については、国有財産とはせず、端末システム試作者による保有又は借入れで賄うこととし、本事業終了後における取扱いについては、必要に応じて、当社と別途協議の上、端末システム試作者において適切な処理を図ること。

## 2.10 その他

本事業の成果の取りまとめに必要な限度において、当社は端末システム試作者の構成団体に対して情報提供を求める場合がある。当該情報提供に関し、秘密保持契約の締結が必要な場合には、当社に申し出を行うこと。

端末システム試作者は、平成 29 年度から令和元年度まで総務省が実施した「5G総合実証試験」及び総務省令和2年度及び令和3年度開発実証の成果を踏まえて事業を実施すること。

### 3. 評価・選定及び採択

#### 3.1 評価・選定及び採択方法

期限までに提出された提案(本公募要領に定める記載要件について記載がないもの、虚偽記載が疑われるもの、若しくは記載・説明内容が不十分であるもの等、形式的に要件を満たさないものを除く。)について、下記 3.2 の審査基準に基づき、外部の有識者を構成員とした評価会等によって評価を行い、その結果を踏まえ端末システム試作者候補を選定する。

当社から端末システム試作者候補に対し、提案内容(評価会の意見等を踏まえて、提案内容の修正等を求めた場合、当該修正後の提案内容)の遂行に支障がないか確認した上で、総務省と協議し承認を得た上、端末システム試作者を 3 件程度採択する。評価会及びその他の評価過程において、当社からプレゼンテーションや追加資料の提出を求められた場合、端末システム試作者は、これに応じるものとする。なお、一定の水準に達しない場合、採択件数が予定件数に達しない場合がある。

採択結果については、当社及び総務省において実証概要を報道発表し、端末システム試作者代表機関あてに適宜の方法で通知する予定である。

ただし、採択後も、必要に応じて、端末システム試作者が本件公募要件等を満たしているか否かを確認するため、追加で必要な報告又は当社が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求める場合があり、端末システム試作者はこれに遅滞なく応じるものとする。

なお、不採択とした提案者に対し、不採択の理由については、原則として開示しない。

#### 3.2 審査基準

「2. 公募要件」を満たしており、新たな端末システムの実現を通じて、ローカル5G活用モデルの創出・実装等が見込まれる等の事業企画を選定する。審査は主に下表の観点から実施する。なお、審査は、別途提出される支出計画書の妥当性も考慮して実施する。

目的・狙い	項目	審査の観点
実証が確実に実施でき、かつ安全上問題ないこと	本事業を遂行可能なメンバで構成されていること	端末システムを用いたローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討を含め、実証を実施できる者等で構成されていること。
	端末システムの安全性が確保されていること	基地局、コア設備等については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和 2 年法律第 37 号)に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であること。 同認定を受けた実績のない事業者が開発供給した機器にあっては、ローカル5G導入に関するガイドラインに記載の「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること。

試作する端末システム及び実証内容が具体的であること	試作する端末システムが具体的かつ妥当であること	端末システムが、背景となる社会的課題及びユーザニーズを踏まえており、具体的かつ解決策として妥当であること。 試作する端末システムについて、現存しない特長について、技術的新規性を有すること。
	実証内容の具体性	技術実証について、利活用場面にあわせた電波伝搬等に関する技術的検討が、実証内容が具体的に設定されていること。
		課題実証について、技術目標の設定及び実証内容(試作内容や検証内容、スケジュール等)が具体的であり、妥当であること。
ローカル5Gの早期普及に向けた具体的な取組であること	早期の実装・横展開の見込みがあること	実装目標の設定及び実装計画が具体的であり、妥当であること。
		早期の実装見込みの高いユースケース／端末システムであること。
	実装性を高めるための工夫	実装性を高めるための工夫がなされていること。

### 3.3 採択決定後の流れ

採択決定後、当社が総務省に対して、当社から端末システム試作者への再委託の承認申請を行う。その際、採択された端末システム試作者に対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあり、追加資料の提出を求められた端末システム試作者は、これに応じるものとし、当該資料の作成・提出については提案要領に準じるものとする。総務省から再委託の承認が下りたのち、当社と採択された端末システム試作者代表機関との契約手続を行う。ただし、採択決定後であっても、端末システム試作者が、公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、当社は、端末システム試作者に対して是正(本事業に関与する者を変更することを当然に含むものとし、以下同様とする。)を求められることができる。この場合において、総務省から再委託についての承認が得られない場合又は当社が相当と判断する場合は、当社は、何らの負担・責任を負うことなく採択を取り消すことができる。

## 4. 提案要領

公募に係る提案の要領は、以下のとおりである。

### 4.1 提出物及び作成方法

#### 4.1.1 提出物

端末システム試作者は、当社の公募ウェブサイトに掲載される様式を用いて以下の表 4-1 に示す提出物を全て作成し、提出すること。提出時のファイル形式は表 4-1 に示す提出形式に従うこと。

なお、必要に応じて、提案内容および実施体制等が本件公募要件等を満たしているか否かを確認するため、追加で必要な報告又は当社が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求める場合がある。

表 4-1 提出物一覧

提出物	提出手順		提出形式	
	手順 1	手順 2		
応募書類	【様式1】エントリーシート	○	○	Microsoft Excel
	【様式2】提案書	—	○	Microsoft Word <sup>※</sup>
	【様式3】提案書概要版	—	○	Microsoft PowerPoint
	【様式4】提案書簡易版	—	○	Microsoft PowerPoint
	【様式5】支出計画書	—	○	Microsoft Excel
付随資料	【付随資料1】実施体制に係る資料①	—	○	Microsoft Excel
	【付随資料2】実施体制に係る資料②	—	○	Microsoft PowerPoint
	【付随資料3】サプライチェーンリスク対策に係る資料	—	○	Microsoft Excel

※【様式2】提案書については、Microsoft Word ではアップロード可能なサイズを超える場合、PDF 形式の提出も可とする。提出方法は 4.1.3 参照のこと。

手順 1、手順 2 の提出期限はそれぞれ以下のとおり(時間厳守)。

手順1 : 令和 4 年 6 月 15 日(水)17:00

手順2 : 令和 4 年 6 月 30 日(木)17:00

#### 4.1.2 提出物作成方法

##### (1) 作成にあたっての留意事項

- ✓ 提出物の作成にあたっては全て日本語で記載し、本公募要領を熟読の上、当社の公募ウェブサイト(4.1.3 参照)に掲載する様式を用いて作成すること。
- ✓ 【様式2】提案書及び【様式3】提案書概要版の章立ては必ず当社の公募ウェブサイトに掲載する様式における章立てに則り、章節の削除や章節構造・章節名の変更を行わないこと。
- ✓ 前々項及び前項を満たさないもの、本公募要領に定める公募要件に該当する記載がないもの、

虚偽記載が疑われるもの、若しくは記載・説明内容が不十分であるもの等、形式的に要件を満たさないものは評価の対象外となる場合がある。

## (2) 応募書類(様式1～様式5)

### **【様式1】エントリーシート**

- ✓ 様式に従い、本書類のみでも提案の概観が分かる書類として作成すること。
- ✓ 4.2.2 に記載の応募手順に従い、手順1および手順2いずれにおいても提出すること。当社並びに総務省において提案内容の概要把握に活用するため、提案書と齟齬がないように留意し、該当するすべての項目について記入すること。但し、手順1で提出したエントリーシートに記載した内容について、手順2の提出時に変更することも可とする。
- ✓ 「Ⅰ.提案する事業区分」および「Ⅲ.実証環境」「Ⅴ.課題実証」については、以下のとおり記入すること。
  - 「Ⅰ.提案する事業区分」において「端末システム試作事業」を選択すること。
  - 「Ⅲ.実証環境」において「端末システム試作事業」の項目「1 ローカル 5G 使用周波数帯」、「2 実証環境」および「3 選択要件」について記入すること。
  - 「Ⅴ.課題実証」において「1 前提条件」および「2 他省庁事業との関係有無」について記入すること(「3.過年度事業等との関連性」は回答不要)。

### **【様式2】提案書**

- ✓ 様式及び赤文字で記載されたガイドに従い、提案内容を可能な限り具体的かつ分かりやすく記載した書類として作成すること。提出時、赤文字のガイドは削除すること。
- ✓ 章立ては必ず様式における章立てに則り、章節の削除や章節構造・章節名の変更を行わないこと。
- ✓ 提案書を評価する者が、特段の専門知識を有することなく評価が可能な提案書を作成すること。
- ✓ 提案書の内容を補足する添付資料等がある場合には、別ファイルにせず、提案書末尾「添付資料」以降に添付すること。
- ✓ 実施体制図は【付随資料2】実施体制に係る資料②「実施体制及び管理体制」の図を利用してもよいが、役割等の詳細は別途記載すること。
- ✓ 提案書には個人情報に記載しないこと。

### **【様式3】提案書概要版**

- ✓ 様式に従い、提案の概要および審査項目への対応を記載することとし、本書類のみでも提案の要点・審査項目に対する具体的なアピールポイント等が分かる書類として作成すること。具体的な記載方法については、様式に付随する記載要領を確認することとし、各章、1頁で作成すること(審査項目への対応は、項目毎に1頁)。
- ✓ 章立ては必ず様式における章立てに則り、章節の削除や章節構造・章節名の変更を行わないこと。



#### **【様式4】提案書簡易版**

- ✓ 様式に従い、PowerPoint1 頁を厳守し、提案の概観・要点を第三者が容易に理解できるように作成すること。具体的な記載方法については、様式に付随する記載要領を確認すること。
- ✓ 提案が採択された場合には実証事業企画概要として当社のウェブサイトにおいて掲載されることを想定し、公開可能な資料として作成すること。

#### **【様式5】支出計画書**

- ✓ 様式に従い、本事業における支出計画の総額に加え、その内訳(費用区分、単価、数量等)が分かる書類として作成すること。
- ✓ 作成にあたっては、本事業における支出計画を、「【様式5】支出計画書」に示す費用項目に沿って可能な限り詳細に記載すること。その際、原則として費用項目ごとにその内訳(費用区分、単価、数量等)を示すこと。
- ✓ その他の留意点は「【様式5】支出計画書」の各シートに示す「支出計画書記載の注意点」をそれぞれ参照すること。

### **(3) 付随資料**

応募書類の付随資料として、以下を提出すること。

#### **【付随資料1】実施体制に係る資料①**

実施体制が本件公募要件等(2.3.3 項(別紙 2 実施体制に係る要件 III)等)を満たしていることを確認するため、端末システム試作者(コンソーシアムの場合は、構成する団体・事業者)、および端末システム試作者に含まれない委託先すべてについて、様式に従い記載すること。

#### **【付随資料2】実施体制に係る資料②**

様式に従い、端末システム試作者の実施体制の詳細について提出すること。

- **実施体制及び管理体制**

本事業の実施体制の全体像を様式の記載例にならって示すこと。委託関係を有する場合は再委託申請が必須である先か否かに関わらずすべて記載すること。応募書類一式提出後の実施体制の変更は原則として認めない。

- **情報保全の履行体制**

端末システム試作者(コンソーシアムの場合は代表機関)における情報保全の履行体制について、様式の記載例にならい、当該組織内における、本事業を遂行する担当者の所属する部署と情報セキュリティ対策の実施に係る専門部署の関連性及び機能、インシデント発生時の対策フロー(どの部署に連絡を行いどのように適切な対策を実施するのか)を記載すること。

#### **【付随資料3】サプライチェーンリスク対策に係る資料**

公募要領 2.2.1(5)に記載のとおり、本実証で導入するシステムについては、「IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(関係省庁;令和3年7月一部改正)等に留

意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講じなければならない。

そのため、実証事業の実施にあたり、様式に従い、当該機器等の詳細について提出すること。ただし、応募書類一式を提出する際には、「I.調達予定機器一覧」および「II.代替候補機器一覧」のシートのみ記入すること。

当該様式に記載する機器は、本実証事業の実施のために構築する実証環境を構成する機器のうち、サプライチェーンリスクが想定される機器を対象とする。具体的には以下の表 4-2 に示す①～⑥の区分に該当する機器すべてとするが、応募書類一式の提出後、実証環境を構成するその他の機器についても本資料および補足資料等の提出を求める可能性がある。

表 4-2 サプライチェーンリスク対策に係る資料の対象機器区分

① データ処理設備(オンプレ・クラウドを問わない) (例)解析サーバ(画像解析、AI 解析等)、データ保管サーバ 等
② 基地局
③ コア設備
④ 伝送路設備(光ファイバを用いたもの)
⑤ 端末 (例)スマートグラス、ドローン、スマートフォン・タブレット、デジタルサイネージ・TV、カメラ、センサー 等
⑥ 検証データ計測・解析用設備(検証データの取得・解析等に用いる設備) (例)計測・解析用 PC 等

各シートの記載方法は以下のとおり。

#### I.調達予定機器一覧

本実証事業の実施のために構築する実証環境を構成する機器のうち、表 4-2 に示す①～⑥の区分に該当する機器すべてについて、様式に従って記入すること。当該機器が特定高度情報通信技術活用システムに該当する場合は、開発供給計画認定実績の有無についても記載すること。

#### II.代替候補機器一覧

「I.調達予定機器一覧」に記載した機器全てについて、代替候補機器を 1 つ以上検討し、様式に従って記入すること。全ての代替候補機器について、「対応する調達予定機器 No.」の欄に、「I.調達予定機器一覧」における対応する調達予定機器の No.を記入すること。但し、「I.調達予定機器一覧」において、開発供給計画認定実績を有すると記載した機器については、「II.代替候補機器一覧」への記入は不要とする。

#### (※提出不要)III.安全性・信頼性、供給安定性の確保措置およびIV.サプライヤーリスト

本シートは応募書類一式の提出後、調達予定機器および代替候補機器に関する情報を踏まえ、必要に応じて事務局から提出を指示する(応募書類一式の提出時には記入不要)。事務局から指示があった場合、事務局が指定する調達予定機器に関して、様式に従って記入の上、事務局が別途指示する期日までに提出すること。

### 4.1.3 提出方法

当社の公募ウェブサイトに掲載するアップロード先に電子媒体を提出すること。提出者は原則として端末システム試作者に所属する連絡窓口(1名)とすること。アップロード可能なファイルサイズは1ファイルあたり10MB以下となるため注意すること。

当社公募ウェブサイト URL:

[https://www.mri.co.jp/news/public\\_offering/20220601.html](https://www.mri.co.jp/news/public_offering/20220601.html)

また、ファイル記載内容・ファイル名に「機種依存文字、特殊文字」など文字化けの可能性がある文字が含まれるとファイルアップロードの不具合が生じることがあるため、注意すること。

## 4.2 公募に係るスケジュール及び応募手順

### 4.2.1 公募に係るスケジュール

本公募に係る主なスケジュールは以下のとおり。なお、審査期間中において、質問票・ヒアリングの実施に加え、必要に応じて追加で必要な報告又は当社が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求める場合がある。

- 提出書類の提出受付期間 : 表 4-3 参照
- 質問票・ヒアリングの実施 : 令和4年7月上旬～下旬(予定)
- 令和4年度実証内容の報道発表 : 令和4年7月中旬～8月(予定)

### 4.2.2 応募手順

本事業への提案にあたっては、以下の表 4-3 に示す 2 つの手順(手順1、手順2)をともに実施することが必要となる。4.1.3 に示すアップロード場所に対して、表 4-3 に示す提出受付期間内に、必ず手順 1、手順 2 をそれぞれ実施し、表 4-3 で各々指定する提出物を提出すること。

表 4-3 応募手順

手順		提出受付期間 ※時間厳守	提出物
手順 1	エントリーシート提出	令和4年6月1日(水)【14:00】 ～令和4年6月15日(水)【17:00】	【様式1】エントリーシート
手順 2	応募書類一式提出	令和4年6月15日(水)【17:00】 ～令和4年6月30日(木)【17:00】	【様式1】エントリーシート 【様式2】提案書 【様式3】提案書概要版 【様式4】提案書簡易版 【様式5】支出計画書 【付随資料1】実施体制に係る資料① 【付随資料2】実施体制に係る資料②

			【付随資料3】サプライチェーンリスク対策に係る資料
--	--	--	---------------------------

応募の具体的な流れを以下の図 4-1 に示す。手順1、手順2ともに、原則として端末システム試作者に所属する連絡窓口(1名)から提出物を提出すること。

手順 1 では、「【様式1】エントリーシート」を提出すること。提出後、「令和4年度 課題解決型ローカル5G 等の実現に向けた開発実証」事務局(local5g-jimu@mri.co.jp)から応募フォームに入力したメールアドレス(提出者のメールアドレス)宛に、「エントリーシート受付完了のお知らせ」メールが送付される。当該メールには「エントリーシート受付 ID」が記載されているため、提出者はこれを保管すること。

手順2では、応募書類一式(具体的な提出物は表 4-3 参照)を提出すること。その際、各提出物の様式における「エントリーシート受付 ID」欄および応募フォームの「エントリーシート受付 ID」欄に、手順1で提出者宛送付された「エントリーシート受付 ID」を記入すること。提出後、応募フォームに入力したメールアドレス宛に「応募書類受付完了のお知らせ」メールが送付される。

手順 1、手順2において、応募フォームから提出物を提出したにも関わらず、万が一事務局から提出後1時間以内に提出者宛に「エントリーシート受付完了のお知らせ」メールおよび「応募書類受付完了のお知らせ」メールが届かない場合は、事務局(local5g-jimu@mri.co.jp)宛速やかに連絡すること。

なお当社公募ウェブサイト上において、エントリーシート応募フォームは 6/7(火)14:00 よりオープン予定となるため、オープンより前にエントリーシートをご提出いただく場合は、事務局までメールにて連絡すること。同様に、応募書類一式応募フォームについて、提出受付期間の開始(6/15(水)17:00)より前にご提出いただく場合も、事務局までメールにて連絡すること。

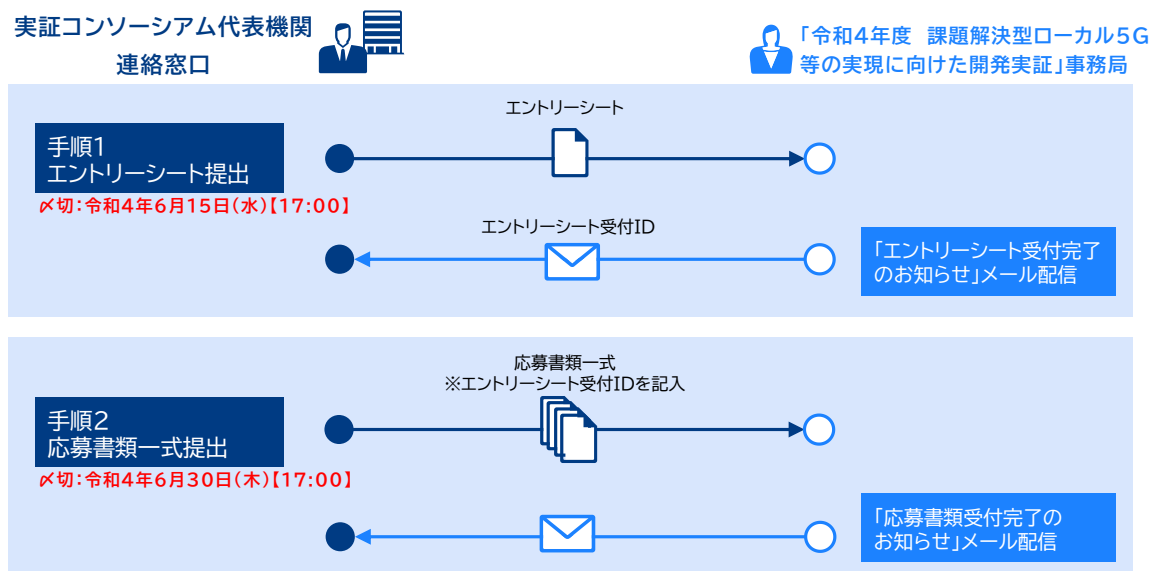


図 4-1 応募の流れ

### 4.2.3 質問票・ヒアリングの実施について

審査期間中、提案内容の精査を目的として、必要に応じ端末システム試作者に対して質問票の送付による質問あるいはヒアリングを実施する。事務局から端末システム試作者の連絡窓口当該実

施の旨連絡があった場合には、これに応じること。

#### 4.2.4 応募にあたっての留意事項

- ✓ 手順1で提出したエントリーシートの内容を変更する場合や、手順1でエントリーシートを提出した後に手順2の提出を取りやめる場合(すなわち応募を取りやめる場合)における手続きや事務局への連絡は不要である。
- ✓ 手順1のエントリーシート提出後における実施体制の変更は可能とするが、手順2の応募書類一式提出後の変更は原則として認めない。
- ✓ 応募にあたって提出された資料は返却されない。また、提案書の評価にあたって、補足資料の提供を求めることがある。
- ✓ 公募全般に関して更新情報等がある場合には、当社の公募ウェブサイト上に掲載するため、必ず確認すること。
- ✓ 追加で必要な報告又は当社が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求める場合がある。事務局から端末システム試作者の連絡窓口に当該依頼の連絡があった場合には、これに応じること。

## 5. 関連発表及び法令等

---

### 5.1 関連発表

- 令和2年度および令和3年度「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の実証成果 (GO! 5G ホームページ)
  - <https://go5g.go.jp/carrier/>
- 「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に係る令和3年度成果概要の公表等(総務省; 令和4年5月)
  - [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu06\\_02000291.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000291.html)

### 5.2 関連法令等

- 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号) <抜粋> (ローカル5G部分)
  - <https://go5g.go.jp/sitemanager/wp-content/uploads/2021/06/電波法関係審査基準ローカル5G部分<抜粋>.pdf>
- 情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告(総務省; 令和2年7月)
  - [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000697525.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000697525.pdf)
- ローカル5G導入に関するガイドライン(総務省; 令和4年3月最終改定)
  - <https://go5g.go.jp/sitemanager/wp-content/uploads/2021/06/ローカル5G導入に関するガイドライン令和4年3月改訂版.pdf>
- ローカル5G免許申請支援マニュアル2.02版(第5世代モバイル推進フォーラム; 令和3年5月)
  - <https://5gmf.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/local-5g-manual2.pdf>
- 「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(関係省庁; 令和3年7月一部改正)
  - [https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/choutatsu\\_moushiawase0706.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/choutatsu_moushiawase0706.pdf)
- 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画(ローカル5G)
  - [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/local\\_support/ict/support/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html)

## 別紙1 テストベッド環境詳細

---

### I. 概要

テストベッド環境は、総務省事業の一環として、国立研究開発法人情報通信研究機構が用意するもの<sup>5</sup>である。なお、テストベッド環境は 2022 年6月時点で準備中であり、以降の記載は当該時点での想定であることに留意すること。

- 場所(住所):神奈川県横須賀市光の丘 3 番 4 号 YRP センター2番館
- 利用可能時期:2022 年 12 月~2023 年 2 月ごろ(未定)

### II. 設置される機器等の情報

- 同一コア設備に複数の基地局が接続される環境である。
- 設置される 4.7GHz 帯基地局、28GHz 帯基地局はいずれも以下の要件を満足するものである。
  - MIMO 機能 (UL 2 Layer、DL 4 Layer に対応)、変調方式 (UL 256QAM、DL 256QAM)機能を持つこと。
  - 無線部の仕様として、帯域幅 100MHz に対応すること。また、送受信系統数はそれぞれ最大4に対応し、指向性アンテナの接続に対応可能な構成を含むこと。
  - UL/DL 比は、ローカル5G の同期運用に準拠した 2:8 に対応すること。
  - 通信機能として、接続・切断機能、Paging、ハンドオーバー機能を具備すること。
  - ネットワーク監視機能として、状態管理、障害監理、構成管理機能を具備し、ユーザが操作確認を容易とする UI を具備すること。
  - 通信性能評価機能を具備すること。具体的には、伝送速度、遅延量などを取得するツールを具備し、ユーザが容易に確認できる UI を具備すること。
  - 非 GPS 環境での動作検討を可能とすること。

---

<sup>5</sup> 「高信頼・高可塑 B5G/IoT テストベッド」の提供機能について(国立研究開発法人情報通信研究機構;令和4年4月):  
[https://testbed.nict.go.jp/pdf/index/20220426\\_B5G\\_TB.pdf](https://testbed.nict.go.jp/pdf/index/20220426_B5G_TB.pdf)

## 別紙 2 実施体制に係る要件

---

別紙2において、「本契約」とは当社と採択された端末システム試作者の契約を指す。

### I. 個人情報及びその他機微と認められる情報に関する秘密保持等

- (1) 端末システム試作者は、本契約に関して当社が開示した情報（公知の情報及び端末システム試作者自らが本業務外で既に入手しているものと認められる情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者への開示若しくは漏洩をしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、端末システム試作者は、当該情報を本契約以外の目的に使用する、又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に当社に承認を得ること。
- (2) 端末システム試作者は、個人情報及びその他機微と認められる情報の管理について、個人情報の保護に関する法律及びその他適用となる法律等を遵守するとともに、別紙 2 II、III およびIVに記載の事項を踏まえ、必要な措置を講じること。

### II. 情報セキュリティ対策

#### (1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

端末システム試作者は、端末システム試作者において情報セキュリティ対策を确实かつ継続的に実施するための責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制（以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。）を整備し、本契約に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示すること。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持すること。情報セキュリティを確保するための体制には、情報セキュリティ対策業務を中心とした部門を参加させること。

端末システム試作者は、総務省の指示により当社からの求めがあった場合に、端末システム試作者の資本関係・役員等の情報、請負作業の実施場所に関する情報、請負業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。

端末システム試作者は、本契約に係る業務の作業を、セキュリティが確保された安全な場所において行うこと。

#### (2) 対策の履行が不十分な場合の対処

端末システム試作者の責任者は、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を当社が認める場合には、当社の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を取ることを。

#### (3) 情報の機密保持

端末システム試作者は、本契約に係る業務の実施のために当社から提供する情報及び当該業務の



実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守すること。ただし、既に公知である情報については、この限りではない。

- 本契約に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- 本契約に係る業務を行う者以外には機密とすること。

#### (4) 情報の保護(情報保護・管理要領)

端末システム試作者は、本契約に係る業務の実施のために当社から提供する情報について、「情報保護・管理要領」(別紙3参照)に従い、十分な管理を行うこと。なお、端末システム試作者は、約款による外部サービスの利用で当社から提供する個人情報はじめとする要機密情報を取り扱うことはできない。

#### (5) 監査証跡の取得

端末システム試作者は、本契約に係る業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得すること。

また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について当社へ報告すること。不正なアクセス又はそのおそれの確認された場合には、遅くとも1時間以内に当社に報告すること。

#### (6) 機密情報の保存場所に係る制限

端末システム試作者は、本契約に係る業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存すること。

#### (7) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

端末システム試作者は、本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を策定するとともに、証跡(例:ログ、機器など事象の精査に必要なもの)の取得・分析が可能な体制を整備し、当社に提示すること。証跡の取得・分析が可能な体制の整備に当たっては、当該業務の遂行する担当者以外の専門部署(例:セキュリティ担当、構築担当など)の関与を含めること。

また、本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、以下に従って対処すること。

- ア 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、直ちに、当社に、口頭にてその旨第一報を入れること。当社への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うこと。
- イ 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する端末システム試作者の作業者を明らかにし、平日の10時から18時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は2時間以内に当社に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく当社に提出すること。

ウ 当社の指示に基づき、対応措置を実施すること。また、対応措置を実施するに当たっては、当該業務の関係法令等(例:個人情報保護法、一般データ保護規則など)で求められる対応事項及び報告期限等を厳守すること。情報セキュリティが侵害された場合としては、以下に示す事象が想定される。

- マルウェア、ランサムウェア等の不正プログラムへの感染(端末システム試作者におけるものを含む。)
- DDoS 攻撃等のサービス不能攻撃によるシステムの停止(端末システム試作者におけるものを含む。)
- 情報システムへの不正アクセス(端末システム試作者におけるものを含む。)
- 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失(端末システム試作者におけるものを含む。)
- 個人情報をはじめとする要機密情報の流出・漏えい・改ざん(端末システム試作者におけるものを含む。)
- 異常処理、SSL 証明書有効期限切れ等による長時間のシステム停止(端末システム試作者におけるものを含む。)
- 当社が端末システム試作者に提供した又は端末システム試作者にアクセスを認めた業務の情報の目的外利用又は漏えい
- アクセスを許可していない業務の情報への端末システム試作者によるアクセス

端末システム試作者は、本業務において国の安全に関する重要な情報を取り扱う場合、情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するため、必要な記録類を契約終了時まで保存し、当社の求めに応じてこれらの記録類を当社に引き渡すこと。

## (8) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の周知

端末システム試作者は、当社から、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関する以下の事項の報告を求められた場合は、速やかに回答すること。

- 本仕様において求める情報セキュリティ対策の実績
- 端末システム試作者に取り扱わせる総務省の情報の機密保持等に係る管理状況

## (9) 情報の取扱い

端末システム試作者は、取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って当該情報を取り扱うこと。保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存すること。また、当該情報である電磁的記録又は重要な設計書について、滅失、消失又は改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に支障を及ぼす可能性が高いと判断されるときは、バックアップ又は複写を取得すること。

## (10) 外部電磁的記録媒体に保存した情報の保護

端末システム試作者は、情報を外部電磁的記録媒体に保存する場合は、管理簿を作成し、当該外部電磁的記録媒体を放置せずに、施錠可能な保管庫、棚等に施錠保管すること。また、外部電磁的記録媒

体が主体認証機能や暗号化機能を備えるセキュアな外部電磁的記録媒体である場合、これに備わる機能を利用すること。なお、外部電磁的記録媒体の使用は、他に代替手段がない真に必要な場合に限るとし、使用後は、保存した情報について完全に削除すること。

## (11) その他

端末システム試作者は、上記(1)から(10)に記載の事項に加え、別紙 2 I、III およびIVに記載の事項を踏まえ、必要な措置を講じること。

## III. 業務等の実施体制

### (1) 業務従事者の適格性の確保等

- ア 端末システム試作者は、契約を履行する業務に従事する個人(以下「業務従事者」という。)として、本件業務を実施するに当たって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。
- イ 業務従事者は、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)を有すること。

### (2) 情報保全の履行体制

- ア 端末システム試作者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として端末システム試作者が収集、整理、作成等した情報であって、当社が保護を要しないと確認したものを除く。)その他の非公知の情報(当社から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。)について、適切に管理するものとする。
- イ 保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく当社に通知するものとする。
  - 当社が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱う履行体制
  - 当社の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制
  - 当社が許可した場合を除き、端末システム試作者に係る親会社や端末システム試作者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の端末システム試作者以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制
- ウ 契約の履行中、履行後を問わず情報の漏洩等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、当社に報告すること。また、当社から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、当社又は総務省による調査が行われる場合は、これに協力すること。
- エ 端末システム試作者は、上記アからウに記載の事項に加え、別紙 2 I、II 及びIVに記載の事項を踏まえ、必要な措置を講じること。

### (3) 経理処理の適切な履行

公募要領 2.7 を適正に執行可能な体制を確保すること。

#### (4) 再委託等の適切な履行

V(1)を適正に執行可能な体制を確保すること。

### IV. サプライチェーンリスク対策

#### (1) サプライチェーンリスクの低減

- ア 端末システム試作者は、意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、あわせて提出すること。また、本契約で使用される機器等に意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、総務省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注先から要求された場合には提出させるようにするなど)を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。
- イ 端末システム試作者は、本契約において、不正な変更が加えられた機器等を使用することを防止するため、応募時において、当該機器等の詳細(例：製造企業、製造国及び技術提供企業等)が確認できる書面として「【付随資料3】サプライチェーンリスク対策に係る資料」を作成・提出するとともに、必要に応じて、第三者機関による監査体制を設置し、代替品選定やリスク低減対策等のサプライチェーンリスク対策を検討すること。検討内容については、当社に説明のうえ、別途当社から指示があった場合は、必要な対応を実施すること。
- ウ 端末システム試作者は、本契約で使用した機器等に不正な変更が発見された場合の対応として、当社と連携を図りながら製造元への問合せや調査依頼等、不正な変更が加えられた理由や原因等の調査に必要な対応を実施すること。
- エ 総務省の指示により当社が要求する項目以外の付加装置やプログラム等が本契約で使用される機器等に含まれている場合において、機密情報や個人情報収集する機能を具備し、これらの情報が窃取・漏えいされるおそれがあるときも、上記アからウと同様の対応を実施すること。

#### (2) その他

端末システム試作者は、上記(1)に記載の事項に加え、別紙 2 I ~ III に記載の事項を踏まえ、必要な措置を講じること。

### V. 再委託等に関する事項

## (1) 再委託等における事前の承認

当社と端末システム試作者の契約は、当社の請負業務の再委託にあたるため、採択決定後に当社が総務省に対し再委託の申請を実施する。端末システム試作者は、採択決定後、当社の指示に従い、総務省が必要と認める情報(下記表V-1の事項を含む)を速やかに提出すること。また、端末システム試作者は、本契約に係る業務の一部を他の事業者への再委託等により行わせる場合には、総務省が必要と認める情報(下記表V-1の事項を含む)について申請の上、事前に総務省の承認を得ること。

表V-1 再委託等にあたり総務省が必要と認める情報

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>再委託等の相手方(住所、名称、代表者名等)</li><li>再委託等する業務内容・範囲</li><li>再委託等する業務の契約予定金額</li><li>再委託等する合理的理由・必要性</li><li>再委託等の相手方の履行能力、特殊技術</li><li>業務の実施体制及び管理体制</li><li>再委託等する業務について情報処理に係る業務への該当の有無<br/>(有の場合は、業務の類型及び実施する情報セキュリティ対策)</li><li>再委託等の相手方における個人情報の取扱いの有無<br/>(有の場合は、情報の名称及び実施する個人情報の管理に必要な措置)</li><li>再委託等の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制</li><li>本件責任者及び担当者の役職・氏名及び連絡先</li><li>その他特記事項及び総務省が必要と認める情報等</li></ul> |
|---|

なお、端末システム試作者は、総務省から承認を受けた内容を変更しようとする場合、もしくは、当該再委託等先がさらに別の事業者へ再委託等する場合についても、同様に事前に総務省の承認を得ること。

## (2) 再委託等先における情報セキュリティ、個人情報保護、情報保全等の確保

再委託等を行うに当たっては、端末システム試作者は、総務省の指示により当社が求める情報セキュリティ対策、個人情報の管理に必要な措置及び情報保全のための履行体制及びその他必要な措置を契約に基づき再委託等先に実施及び構築させること。再委託等先に実施及び構築させた内容及びこれを行わせた結果に関する報告を端末システム試作者に求める場合がある。

## 別紙 3 情報保護・管理要領

---

以下、「本契約」とは当社と採択された端末システム試作者の契約を指す。また、主管課とは、総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室を指す。

### 目的

本契約に係る作業において取り扱う各種情報について、適正な保護・管理方策について明確にすることを目的とする。

### 適用範囲

本契約に係る作業で取り扱う当社を通じて主管課が交付又は使用を許可した全ての情報(電子データ、印刷された情報を含む。)を対象とする。

### 本契約を受託する者が遵守すべき事項

端末システム試作者は、本契約の履行に関して、以下の項目を全て遵守すること。なお、以下の項目の遵守に当たっては、別紙 2 I、II、III および IV に記載の事項を踏まえること。

#### 1. 作業開始前の遵守事項

端末システム試作者は以下の(1)から(5)までの各項目に定める事項を定め、その結果を取りまとめた「情報管理計画書」を作成し、契約締結後 1 週間を目途に遅滞なく当社の承認を受けること。また、役務内容を一部再委託する場合は、(6)に定める事項に必要な情報を主管課に提供し、当社の承認を受けること。

##### (1)情報取扱者等の指定

「適用範囲」に定める情報を取り扱う者(以下、「情報取扱者」という。)を指定すること。また、情報取扱者のうち、情報取扱者を統括する立場にある者一名を情報取扱責任者として指定すること。なお、情報取扱者及び情報取扱責任者(以下、「情報取扱者等」という。)は、守秘義務等の情報の取り扱いに関する社内教育又はこれに準ずる講習等(以下、「社内情報セキュリティ教育」という。)を受講した者とする。

なお、「情報管理計画書」には、上記に従って指定した情報取扱者等の所属、役職、氏名及び社内情報セキュリティ教育の受講状況を明記すること。

##### (2) 情報取扱者等への教育・周知の計画策定

情報取扱者等を対象に実施する本契約での各情報の取り扱いや漏えい防止等の教育・周知に関する計画を策定すること。

##### (3) 情報の取り扱いに関する計画策定

本契約の作業に係る情報の取り扱いに関し、情報の保存、運搬、複製及び破棄において実施する措置を情報セキュリティ確保の観点から定めること。また、情報の保管場所を変更する場合における取り扱いについても

定めること。

上記の情報の取り扱いに関して定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 本契約の作業に係る情報を取り扱うサーバ、PC、モバイル端末について、脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。
- ・ 総務省の指示により当社が「要保護情報」に指定した情報の取り扱いに、総務省、当社又は端末システム試作者のいずれかの管理下でない情報システム等(作業従事者の個人所有物である PC 及びモバイル端末を含む)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は当社の許可を得て用いること。
- ・ 総務省の指示により当社が「要保護情報」に指定した情報を取り扱う情報システムにおいて、異動や退職含め随時不要なアカウントが存在しないようアカウント管理を行うこと。
- ・ 総務省の指示により当社が「要保護情報」に指定した情報を取り扱う情報システムが、インターネット経由でアクセス可能である場合、インターネット経由でのアクセスには多要素認証を用いること。
- ・ 総務省の指示により当社が「要保護情報」に指定した情報の保存に、総務省、当社又は端末システム試作者のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体(作業従事者が私的に契約しているサービス及び作業従事者の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は当社の許可を得て用いること。
- ・ 総務省の指示により当社が「要保護情報」に指定した情報を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。
- ・ 総務省の指示により当社が提供した情報(公知の情報除く)を当社の許可なく本契約の目的外に使用しないこと。
- ・ 本契約完了時には、「3 請負作業完了時の遵守事項」に示す措置を実施すること。

#### (4) 作業場所の情報セキュリティ確保のための措置の決定

当社又は当社が指定する場所以外の作業場所において本契約に係る作業を行う場合は、情報に係るセキュリティ確保のために、作業場所の環境、作業に使用する情報システム等に講ずる措置を定めること。

上記の情報に係るセキュリティ確保のために定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 総務省の情報システムにアクセス(一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。)する作業は、端末システム試作者の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- ・ 本契約の作業に係る情報を取り扱う PC、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による情報漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていない PC、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。

#### (5) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合の対処手順等の策定

本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を整備し、当社に提示すること。

本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合の対処手順を定めること。対処手順には、以下に示す対処を含めること。

- ・ 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、当社

に、口頭にてその旨第一報を入れること。当社への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うこと。

- ・ 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する端末システム試作者の作業者を明らかにし、平日の10時から18時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は2時間以内に当社に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく当社に提出すること。
- ・ 当社の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- ・ 当社が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、当社に提出すること。
- ・ 再発を防止するための措置内容を策定し、当社の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

本契約の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合は、上記に加えて、以下に示す対処を対処手順に含めること。

- ・ 情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するために必要となる記録類を作成又は取得すること。これらの記録類は契約終了時まで保存すること。
- ・ 当社の求めに応じてこれらの記録類を当社に引き渡すこと。

なお、ここでいう「情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合」には、以下の事象を含む。

- ・ マルウェア、ランサムウェア等の不正プログラムへの感染(受託者におけるものを含む。)
- ・ DDoS 攻撃等のサービス不能攻撃によるシステムの停止(受託者におけるものを含む。)
- ・ 情報システムへの不正アクセス(受託者におけるものを含む。)
- ・ 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失(受託者におけるものを含む。)
- ・ 個人情報をはじめとする要機密情報の流出・漏えい・改ざん(受託者におけるものを含む。)
- ・ 異常処理、SSL 証明書有効期限切れ等による長時間のシステム停止(受託者におけるものを含む。)
- ・ 当社が受託者に提供した又は受託者にアクセスを認めた業務の情報の目的外利用又は漏えい
- ・ アクセスを許可していない業務の情報への受託者によるアクセス
- ・ 意図しない不正な変更等が発見された場合

## (6) 再委託に係る情報セキュリティの確保

事前に主管課の承認を得たうえで、本契約の役務内容を一部再委託する場合、総務省の指示により当社が求める情報セキュリティ対策を再委託先においても確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を端末システム試作者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を当社に提供し、当社を通じて主管課の承認を受けること。

なお、再委託先においては、情報セキュリティの他、別紙 2「V.再委託等に関する事項」に記載の事項について、その十分な確保を端末システム試作者が担保する必要がある。詳細は別紙 2「V.再委託等に関する事項」の規定を確認すること。

## 2. 請負作業中の遵守事項

### (1) 「情報管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保



「情報管理計画書」に記載した、情報取扱者等への教育・周知、情報の取り扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

#### (2) 「情報管理簿」の作成

当社から貸与を受けた各種ドキュメント、電子データ類又は本契約に係る作業を実施するに当たり作成されたドキュメント、電子データについて、授受方法、保管場所、保管方法、作業場所、使用目的等を含む取扱方法を明確にするため、「情報管理簿」を作成すること。

#### (3) 「情報管理計画書」の変更に関する報告

本契約に基づく請負作業中に、作業開始前に提出した「情報管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、以下の手続を行うこと。

- (ア) 情報取扱者等の異動を行う場合は、事前にその旨を当社に報告し承認を得ること。また、承認された異動の内容を記録し保存すること。
- (イ) 「情報管理計画書」に記載した情報取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を当社に提出し承認を得ること。
- (ウ) 「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を当社に提出し、承認を得ること。
- (エ) 一時的に「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を当社に報告し承認を得ること。

#### (4) 作業場所への監査の受入れ

総務省又は当社以外の作業場所において本契約に係る作業を行っている場合に、当社又は主管課がその施設及び設備に関し、端末システム試作者が「情報管理計画書」に記載した作業場所等の情報セキュリティ確保のため措置が実施されていることを監査する旨申し出たときは、これを受け入れること。

#### (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

本契約に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると当社が判断した場合、当社と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「情報管理計画書」に反映させること。

### 3. 請負作業完了時の遵守事項

#### (1) 情報返却等処理

本契約に係る作業完了時に上記 2(2)で作成した「情報管理簿」に記載されている全ての情報について、返却、消去、廃棄等の処理を行うこと。

なお、その処理について方法、日時、場所、立会人、作業責任者等の事項を網羅した「情報返却等計画書」を事前に当社に提出し、承認を得ること。

処理の終了後、その結果を記載した「情報管理簿」を当社に提出すること。

(2) 情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

本契約の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合であって、業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、1 (5)に基づいて取得し保存している記録類を引き渡すこと。

「令和4年度課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」[端末システム試作事業]公募要領

---

2022年6月

株式会社三菱総合研究所  
デジタル・イノベーション本部  
令和4年度 課題解決型ローカル 5G 等の実現に向けた開発実証 事務局

---